

大切な家族だから考えよう

犬と猫との暮らし方

犬の飼い主さんへ

飼い犬は登録しよう

生後90日を過ぎた犬は、法律により、飼い始めた日から30日以内に登録が必要です。市内の動物病院または環境総務課で登録してください。

■新規登録料

1匹につき 3000円

登録時に交付される鑑札は、必ず犬の首輪につけてください。鑑札を紛失・破損したときは、環境総務課に愛犬手帳を持参し、再交付の申請をしてください。

■再交付手数料 1600円

排泄物の処理をしよう

散歩中のペットのふんの放置により、多くの人が迷惑を受けています。散歩中のペットの排泄物は、飼い主が必ず持ち帰り、責任を持って処理しましょう。

住所の変更や飼い犬が死亡したときは届け出を

住所を変更した場合や、飼い犬が死亡した場合は、愛犬手帳を持参し環境総務課に届け出てください。

犬の死亡届は、市ウェブサイトからも電子申請できます。

▼トップページ→電子申請→電子申請サービスを利用する→「犬の死亡届出書」

●小動物の火葬●

死亡した犬・猫などの小動物は、環境クリーンセンターの動物専用炉で火葬できます。

※火葬の立ち会いはできません。また、焼骨は戻りません。

料金／1匹につき 1050円

環境クリーンセンター

☎(35)0081

平成25年度 富士市狂犬病予防集合注射日程

とき	4月	ところ	時間
3日(水)	吉原公園東広場 富士北まちづくりセンター	9:30~12:00 13:30~15:00	
4日(木)	田子浦まちづくりセンター	9:30~15:00	
5日(金)	富士南まちづくりセンター		
8日(月)	岩松まちづくりセンター	9:30~12:00 13:30~15:00	
9日(火)	伝法まちづくりセンター 青葉台まちづくりセンター		
10日(水)	吉永北まちづくりセンター 原田まちづくりセンター	9:30~12:00 13:30~15:00	
11日(木)	大淵まちづくりセンター 城山町公会堂(大淵)	9:30~12:00 13:30~15:00	
12日(金)	吉永まちづくりセンター 富士見台まちづくりセンター	9:30~12:00 13:30~15:00	
15日(月)	岩松北まちづくりセンター 天間まちづくりセンター	9:30~12:00 13:30~15:00	
16日(火)	広見まちづくりセンター 県富士総合庁舎	9:30~12:00 13:30~15:00	
17日(水)	富士駅南まちづくりセンター	9:30~15:00	
18日(木)	元吉原まちづくりセンター 柏原六王子神社	9:30~12:00 13:30~15:00	
19日(金)	丘まちづくりセンター 鷹岡まちづくりセンター	9:30~12:00 13:30~15:00	
22日(月)	今泉まちづくりセンター 市立富士体育館(御幸町)	9:30~12:00 13:30~15:00	
23日(火)	須津まちづくりセンター 浮島まちづくりセンター	9:30~12:00 13:30~15:00	
24日(水)	旧富士川町役場前	9:30~15:00	
25日(木)	松野まちづくりセンター		

※上記の日程で都合が悪い場合は、動物病院で必ず予防注射を受けさせてください。

狂犬病の予防注射をしよう

狂犬病は、発病すれば人も犬もほぼ100パーセント死んでしまう恐ろしい病気です。日本では狂犬病予防法により、毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられています。必ず予防注射を受けさせてください。

【集合注射のときの持ち物】

- ①愛犬手帳
- ②通知はがき(犬を登録している全世帯に3月下旬に送付)
- ③注射料(注射済票含む)

登録料(新規に登録する場合)
1匹につき 3320円
別途1匹につき 3000円

※料金はおつりのないようにご用意ください。

※12時~13時は受け付けを休止します。

※雨天でも行いますが、警報発令時は中止になります。

後日、別の会場から市内の動物病院で接種させていただきます。

※次の場合、当日注射ができないことがありますので、事前に動物病院にご相談ください。

- 発情・妊娠・授乳中
- ほかの病気の治療中
- 体調が悪い(下痢、嘔吐、発熱など)
- 注射後、具合が悪くなったことがある
- ほかのワクチンを2週間以内に受けた

※受付開始直後は混雑します。登録や死亡届なども受け付けますが、受付開始30分以降に手続をしてください。

猫の飼い主さんへ

猫を飼うときのマナー

猫を屋外で飼うことは、近隣住民の迷惑になるだけでなく、猫への危険もいっぱいです。

- 室内で飼う
- 避妊・去勢手術をする
- 首輪や迷子札をつける
- 最後まで面倒をみる

マナーはちゃんと守ってね。



飼い主のいない猫を減らそう

飼い主のいない猫は、もとは飼いが捨てられたり、家出や迷子などで行方不明になり自然に繁殖し、ふえたりしたものです。市には、毎年、飼い主のいない猫に関する苦情や相談が多く寄せられています。

飼い主のいない猫にえさをあげている人へ

えさをあげるだけでは、猫がどんどんふえ、周辺環境を汚したり、近隣住民に迷惑がかかったりします。

- 置きえさはしない
- 排せつ物を処理する
- 去勢・避妊手術をする
- 地域の理解を得られるよう努力する

飼い主のいない猫を迷惑に思っている人へ

猫を迷惑に思う原因はさまざまです。「猫を追いつけたい」と言う人もいるかもしれません。しかし、猫がふえる原因を解決せずに猫だけを排除しても、時間がたてばもとの状態に戻ってしまいます。飼い主のいない猫を減らすための「地域ねこ活動」や「個人のボランティア活動」などに、ご理解をいただき、見守っていただくようお願いいたします。

「地域ねこ活動」をしてみませんか

「地域ねこ活動」とは、地域住民と飼い主のいない猫とが共生し、将来的に飼い主のいない猫を減らすことを目指す活動です。地域住民が主体となつて、飼い主のいない猫に、決まった場所でのえさ・水やり、排せつ物の処理、去勢・避妊手術を行います。「地域ねこ活動」を行う町内会(区)などの市内の団体も、猫の去勢・避妊手術補助制度を利用できます。「地域ねこ活動」を行うときは、事前に環境総務課へお問い合わせください。



補助額が変わります



猫の去勢・避妊手術補助制度を利用しよう

市内外の動物病院で手術した日を含め60日以内に、環境総務課に申請してください。4月1日から受け付けます。

【補助対象】

市内在住で、みずから飼っている猫または市内に生息する飼い主のいない猫に手術をした個人及び「地域ねこ活動」を行う町内会(区)などの市内の団体

◎ 飼い猫

一世帯で年度(4月～翌年3月)ごとに2匹まで申請できます

◎ 飼い主のいない猫・地域ねこ

頭数制限はありませんが、一定の条件を満たす必要があります。詳しく

小さな命を大切に

動物をむやみに傷つけたり、捨てたりすることは法律で禁止されています。どうしても飼うことができなくなつたときは、大切に飼ってくれる人を探しましょう。

飼ってくれる人が見つからないときは、市役所1階北側入口にある「ポツチとニャンチの愛の伝言板」をご利用ください。愛の伝言板は、譲りたい人と新しい飼い主の情報交換の場です。



問い合わせ 環境総務課

☎55-2768 ☎51-0522
 ✉ka-kankyousoumu@div.city.fuji.shizuoka.jp